



この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けの為に、必ず確認をお願いいたします。

お荷物を取扱いただける条件

- ご本人様がイタリアへ入国されること。
もしくは、ご本人様がイタリアへ入国されてから、**6ヶ月以内**であること。
※6ヶ月の超える場合は別途ご相談下さい。
- 税務番号 (CODICE FISCALE NUMBER) を取得済みの方
→税務番号の取得には日本のイタリア大使館などで発行するビザが必要となります。
- 1 便目は免税通関 2 便目以降は課税通関となります。
* 2 便目以降をご希望のお客様は、帯同されるご家族様名義にするなど、ご対応が必用となります。
予めご相談頂きますよう、何卒よろしくをお願いいたします。

ご用意頂く書類

- パスポートのコピー (顔写真のページ)
- ビザのコピー
- 税務番号証 (CODICE FISCALE NUMBERの書類のオリジナル又はコピー)
※税務番号取得前で発送を希望される場合は別途ご相談ください。

お荷物としてお受けできないもの

食料品	全て (調味料・乾物・サプリメントも含む)
文書・書籍	ポルノ、政治的煽動文書
貴重品	現金、有価証券、株券、手形、貴金属、古美術品、価格評価が困難な物
危険品	エアゾール式スプレー、花火、鉄砲刀剣(モデルガン・模造刀も不可)、引火性物資、マッチ、ライター、ライター用ガスボンベ、発火物等、化粧品(香水、マニキュア、除光液など)、ヘアカラー、油性塗料など(可燃、引火性のマークのあるものは不可です)
化学品	毒物、劇物、麻薬
その他	医薬品全般 リチウム電池を含む物(パソコン、炊飯器、デジタルカメラ、携帯ゲーム機等)、カイロ、 生きている動植物、ワシントン条約によって取引の禁止されている皮・毛皮・角・骨・象牙などとした加工品、 土(他の物に付着したものを含む)、腐りやすいもの(生の食品など)、ワラ製品(ゴザなど)、法令等により必要な輸入 証明書・承認書がないと送れないもの、タバコ、香水、種子

現在**食料品**に関して
受託停止とさせて
頂いております

その他ご注意が必要なもの

- ① 新品の電化製品は**課税の対象**となり、没収となることもあります。
また、検査品目であるため、現地において輸入通関に日数がかかりますので、ご希望の配達日より遅れることもありますので、予めご了承ください。新品などの具体的な制限は特にありませんが、検査が入り、通関時に没収・関税が発生しております。万が一課税された場合は現地にてお客様ご負担となりますので予めご了承ください。



- ② 薬品は個人使用として認められる量でも現在没収となってしまう状況です。
(ご搭乗される飛行機の手荷物として個人に必要な量のみお持ち込み下さい。)
- ③ 現在、女性用基礎化粧品、メーキャップ化粧品のお取扱いはできません。
- ④ お送りいただくお荷物に偏りがありますと(ex: キッチン用品のみ送付、本のみ送付など) **課税対象となる可能性が非常に高い**ので、あくまで身の回りのお荷物としてまんべんなくお送りくださいますようお願いいたします。
(箱ごとにお分けいただく分には問題ありませんが、総量で偏りがないようお願いいたします)
- ⑤ 税務番号(CODICE FISCALE NUMBER)は、ご本人がイタリアに入国されていなくても、イタリア在住の代理人の方が申請・取得することも可能です。税務署で申請すれば、即日番号を取得できます。
入国後すぐに荷物の配達をご希望される場合は、事前に取得されることをお勧めいたします。

ご連絡先

欧州ヤマト運輸(株) ミラノ支店(国番号: 39)

TEL: 02-2187-2446 (支店代表)
02-2692-3252 (日本人スタッフ専用)
FAX: 02-2187-2295
E-Mail: kuroneko.italy@yamatoeurope.com

*お問合せ時は『留学宅急便』をご利用の旨お伝えください。
土日の営業は行っておりません。